

データ復旧サービス提供条件書

(必ずお読みください)

本書は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ（以下、「当社」という。）がデータ復旧サービス（以下、「本サービス」という。）を提供する条件を定めるものであり、申込者は、下記の事項を承諾の上で、本サービスの申し込みを行うものとします。

第1条（本サービスの対象）

本サービスは、西日本電信電話株式会社提供の『Biz Box Server「OS」/「OS Pro」』及び当社製品『オフィス・ステーション/オフィス・ステーション 2 /オフィス・ステーション Pro』（以下「対象製品」という。）に対して提供します。

2. 本サービスは、ひとつの対象製品について、購入から5年間の間に1回、利用できるサービスです。
3. 本サービスは、日本国内に対してのみ提供します。

第2条（本サービスの内容）

本サービスは、対象製品に記録されたデータの復旧作業を実施するサービスで、その内容は、次のとおりとします。

（1） 調査・解析

本サービスの提供をうける対象製品に搭載しているすべてのハードディスク（以下「障害ハードディスク」という。）に関して、復旧の可否を無償で調査します。ただし、不具合に至る原因等の調査・解析は行いません。また、これらに関する質問には応じません。なお、本作業終了までは、保守サービスなどの先出しセンドバック保守による代替ハードディスクの受け取りサービスは利用できません。

（2） データ復旧作業

調査・解析にて、データ復旧できる可能性がある場合に、有償でデータ回収を行ないます。データ回収の過程で、ハードディスクの修理に類する行為を行うことがありますが、お客さまの再利用を前提としたハードディスクの修理、原状回復は行いません。

2. 申込者は、本サービスの対象となるデータが、本サービスの提供をうけることのできる権利を有することを保証するものとします。
3. 当社は、本サービスの提供過程において起こる障害ハードディスクの状態変化について、一切保証しないものとし、障害ハードディスクに関するバックアップは、契約者の責任で行うものとします。

第3条（本サービスの流れ）

本サービスの流れは、次のとおりとなります。

（1） 調査・解析作業

- ① 申し込み
- ② 障害ハードディスクの送付(Biz Box Server [OS Pro]/オフィス・ステーション Pro の場合は、筐体とHDD一式送付)
- ③ 調査解析作業
- ④ 調査結果の通知

(2) データ復旧作業

- ① 申し込み
- ② データ復旧作業の実施
- ③ 復旧データの納品

第4条 (申し込み方法)

本サービスは、対象商品の利用者が、1回にかぎり申し込みすることができます。

2. 本サービスの利用の申し込みは、本提供条件を承諾の上、当社が別途定める方法により行うものとします。申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

3. 前項の利用申し込みにあたり、本人確認のための資料等を当社に提出していただく場合があります。

4. 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に申込者の情報を提供することを承諾するものとします。

第5条 (申し込みの承諾)

当社が、本サービスの申し込みを承諾した場合は、障害ハードディスクの送付先を申込者に通知します。本サービスに関する契約の成立日は、この通知があった日とします。

2. 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

- (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が当社の提供するサービスにおいて、利用規約に違反する行為を行ったことがあるとき。
- (4) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
- (5) 申込者が対象商品の利用者であることを確認できないとき。
- (6) 本サービスの利用条件を満たさないとき。
- (7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

第6条 (障害ハードディスクの送付)

契約者は、前条に定める通知があった後に、障害ハードディスク(Biz Box Server [OS Pro]/オフィス・ステーション Proの場合は、筐体とHDD一式送付)を当社の指定する送付先に送付するものとします。

2. 障害ハードディスクの送付は、契約者の責任と負担で行うこととし、当社は、障害ハードディスクの引き渡しをうけるまで、一切の責任を負わないものとします。

3. 契約者は、障害ハードディスクの送付にあたり、対象製品から障害ハードディスク(トレイは取り外す必要はありません)を抜き取り、送付するものとします(Biz Box Server [OS Pro]/オフィス・ステーション Proの場合は、筐体とHDD一式送付)。

なお、ハードディスクの取り出しが困難などにより、対象商品ごと送付された場合、本サービス過程において、筐体その他に損傷・損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条（調査解析作業）

当社は、前条に定める障害ハードディスクが当社の指定する送付先にて受領した後、調査解析作業を実施します。

2. 障害メディアが当社に到着後、障害現象の確認、復旧可否の確認等の初期調査を実施し、「調査結果報告書」、「復旧可能なデータリスト」（以下「報告書類」といいます。）を契約者に送付します。初期調査の結果は初期調査が完了するまで、契約者に対し報告を行わないものとします。

3. 前項の初期調査について、7営業日以内に初期調査が完了しない場合には、調査状況について報告するものとします。

第8条（データ復旧作業の申込）

契約者は、データ復旧作業の申込を報告書類受領後10日以内（以下「申込期間」といいます。）に、当社所定の方法により行うことができます。

2. データ復旧作業を実施する場合、障害ハードディスクの所有権は、当社が障害ハードディスクを受領した時点で契約者から当社へ移転するものとします。

3. データ復旧作業の申し込みに対する当社の承諾に関しては、第5条（申し込みの承諾）の規定を準用します。

4. 契約者が申込期間内にデータ復旧作業の申し込みを行わない場合または前項によりデータ復旧作業の申し込みを承諾しない場合には、当社は障害ハードディスクを契約者に返却します。その場合の返却費用は契約者の負担とします。

第9条（データ復旧作業）

当社は、前条に定める申し込みを承諾した後、データ復旧作業を実施します。

2. データ復旧作業では、データを回収するために、障害ハードディスクへの書き込みやハードディスクの開封等の行為を行う場合があります。

3. データ復旧作業では、障害ハードディスクの状態により、データの復旧が不可能な場合があります。また、障害ハードディスクに残された情報のとおりデータの回収を行うことから、破損しているデータは、破損したデータとして回収します。当社は、回収されたデータ（以下「復旧データ」といいます。）の有用性、完全性について、一切保証しません。当社がデータを復旧できるかを確認する作業が完了するまで、契約者に対し復旧状況の報告は行わないものとします。

4. 当社は、データ復旧作業実施後に障害ハードディスクを適正な方法にて廃棄します。

第10条（復旧データの納品）

当社は、復旧データを当社が用意する復旧データ格納用ハードディスクに格納した上で、契約者に納品します。

2. 復旧データ格納用ハードディスクは、復旧データの受渡しを唯一の目的とし、それ以外の目的での利用を保証しません。

3. 契約者は、復旧データ納品後、30日以内にその内容を確認するものとします。30日を経過した後は、復旧データに関する問い合わせに対して、当社は一切対応いたしません。

4. 当社は、契約者に対し、復旧データの納品後、遅滞なく障害ハードディスクの代替品を提供します。

5. 本サービスは、復旧データ納品にて完了とし、『Biz Box Server「OS」/「OS Pro」』及び『オフィス・ステーション/オフィス・ステーション2/オフィス・ステーション Pro』への復旧データのコピー等は行わないものとします。

第11条（データの取り扱い）

当社が調査解析作業およびデータ復旧作業により一時保管したデータの取り扱い、つぎのとおりとします。

(1) 調査結果報告後、14日を経過した時点までに復旧作業への着手に対する意思表示をいただけない場合、お預かりしたハードディスクをお客さまに返却すると共に、調査のため一時保管している全てのデータを消去します。

(2) 復旧データ納品後、30日を経過した時点で、弊社で保管しているデータは完全に消去します。したが、30日経過後は、復旧データの内容に関して、弊社は一切ご対応しないと共に一切の責任を負いません。

第12条 (サービスの料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙料金表のとおりとします。

契約者は、データ復旧作業による復旧データのいかに係わらず、料金表に定める料金を支払うものとします。

第13条 (料金の請求および支払い方法)

当社は、復旧データの納品後、契約者に本サービスの料金に消費税等を加算した額の請求書を発行します。契約者は、請求書発行日の属する月の翌月末までに、当社の指定する方法によりこれを支払うものとします。

第14条 (損害賠償)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。

2. 契約者が本サービスの利用に起因して損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されません。）を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、本条で規定する責任をすべての責任とします。

3. 天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第15条 (お客さま情報の保護)

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとします。

- (1) 開示の時に、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
- (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
- (4) 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
- (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
- (6) 法令に基づき開示が義務づけられた情報。

3. 本条の規定は、本契約終了後においてもなお効力を有するものとします。

4. 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

第 16 条（第三者への委託）

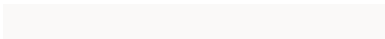
当社は、本サービスに関する業務を当社の責任において、第三者に委託できるものとします。

第 17 条（管轄裁判所・準拠法）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. 本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

以上



別紙料金表

1TB ハードディスクを 4 本搭載し RAID5 で構成される製品	税抜 195,000 円
2TB ハードディスクを 2 本搭載し RAID1 で構成される製品	税抜 250,000 円
2TB ハードディスクを 4 本搭載し RAID5 で構成される製品	税抜 400,000 円
4TB ハードディスクを 2 本搭載し RAID1 で構成される製品	税抜 400,000 円
4TB ハードディスクを 3 本搭載し RAID5 で構成される製品	税抜 500,000 円
4TB ハードディスクを 4 本搭載し RAID5 で構成される製品	税抜 500,000 円

以上